



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
2月17日(木)  
号 外  
第 4 号

## 目 次

### 規 則

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第2号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月17日

栃木県知事 福田 富一

### 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所管行政庁が必要と認める図書等)</p> <p><b>第2条</b> 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項に規定する確認書をいう。）又は住宅性能評価書（同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。）の交付を受けた場合にあつては、当該確認書若しくは当該住宅性能評価書又はこれらの写し</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、省令第2条第1項の表1又は表2の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて、明示することを要しないこととなる同項の表1又は表2に掲げる図書ア <u>前項第3号</u>に規定する住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書</p>	<p>(所管行政庁が必要と認める図書等)</p> <p><b>第2条</b> 省令第2条第1項の規定により知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>法第6条第1項第1号</u>に掲げる基準に適合している旨を証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。）の交付を受けた場合にあつては、当該書類</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>住宅品質確保法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、当該住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>2 省令第2条第3項の規定により知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、省令第2条第1項の表<u>                    </u>の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてについて、明示することを要しないこととなる同項の表<u>                    </u>に掲げる図書ア <u>前項第4号</u>に規定する住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書</p>

において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 前項第4号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合には、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 略

**第3条 略**

(自然災害基準)

**第4条** 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減に関する基準は、申請に係る建築物が次に掲げる区域内に存しないこととする。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(認定しない旨の通知)

**第5条** 知事は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請(以下「認定の申請」という。)があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書(同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

**第6条・第7条 略**

(長期優良住宅建築等計画の変更への準用)

**第8条** 前3条の規定は、法第8条第1項の認定について準用する。この場合において、第5条中「法第5条第1項から第5項まで」とあるのは「法第8条第1項」と、「法第6条第1項各号」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第1項各号」と、「法第6条第4項」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第4項」と、第6条中「法第6条第2項」とあ

において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

イ 前項第5号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合には、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 略

**第3条 略**

(認定しない旨の通知)

**第4条** 知事は、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(以下「認定の申請」という。)があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書(同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域

(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

(認定しない旨の通知)

**第4条** 知事は、法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請(以下「認定の申請」という。)があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めるとき又は法第6条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書(同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。))に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨を当該申請者に通知するものとする。

**第5条・第6条 略**

(長期優良住宅建築等計画の変更への準用)

**第7条** 前3条の規定は、法第8条第1項の認定について準用する。この場合において、第4条中「法第5条第1項から第3項まで」とあるのは「法第8条第1項」と、「法第6条第1項各号」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第1項各号」と、「法第6条第4項」とあるのは「法第8条第2項において準用する法第6条第4項」と、第5条中「法第6条第2項」とあ

るのは「法第8条第2項において準用する法第6条第2項」と、「省令第2条第1項」とあるのは「省令第8条」と読み替えるものとする。

**第9条・第10条 略**

(許可申請書に添付する図書又は書面)

**第11条** 省令第18条第1項の規定により知事が定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 床面積求積図
- (5) 2面以上の立面図
- (6) 2面以上の断面図
- (7) 敷地面積求積図
- (8) その他知事が必要と認める図書又は書面

(申請の取下げ)

**第12条** 法第18条第1項の許可の申請をした者は、許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書(別記様式第5号)により、その旨を知事に申し出なければならない。

(取りやめる旨の申し出)

**第13条** 法第18条第1項の許可を受けた者は、当該許可に基づく建築を取りやめようとするときは、遅滞なく、取りやめ申出書(別記様式第6号)に省令第18条第2項の許可通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

**第14条 略**

るのは「法第8条第2項において準用する法第6条第2項」と、「省令第2条第1項」とあるのは「省令第8条」と読み替えるものとする。

**第8条・第9条 略**

**第10条 略**

別記様式第1号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「第6条の」を「第7条の」に改める。  
 別記様式第2号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。  
 別記様式第3号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。  
 別記様式第4号中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に、「第9条の」を「第10条の」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記様式第5号(第12条関係)

取下申出書

年 月 日

栃木県知事 様

住所又は  
主たる事務所の所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名

下記の許可の申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第12条の規定により申し出ます。

記

1 容積率の特例に係る許可申請受付番号	第 号
2 容積率の特例に係る許可申請受付年月日	年 月 日
3 許可の申請に係る住宅の位置	
4 取下げの理由	
5 備考	

※受付欄

注 許可の申請をした者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

別記様式第6号 (第13条関係)

取りやめ申出書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所 又 は  
主たる事務所の所在地  
氏 名 又 は 名 称  
代 表 者 の 氏 名

容積率の特例に係る許可に基づく住宅の建築を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第13条の規定により申し出ます。

記

1 容積率の特例に係る許可番号	第 号
2 容積率の特例に係る許可年月日	年 月 日
3 許可に係る住宅の位置	
4 備考	

※受付欄

注 許可を受けた者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

(住宅課)